

理 学 部

評 論

第9号 1982・7・10

で き ご と

1981年 1月22日：協議会、理学部教科の一部改正（化学系の独立）を承認、1982年度より実施予定。

2月 5日：研究科会議、「理学研究科長候補者選出手続」および「大学院審議員候補者選出手続」を決定。

2月19日：理学部長選挙、一般投票にて山口教授が過半数を得票、教授会において、山口教授が部長候補者として確定。

3月12日：研究科会議において大学院審議員の選挙、異教授、永田教授が選出さる。

3月18日：評議員選挙、岡田教授選出さる。

理学部長選挙手続について文部省からの指摘および改正の要請と、これに対する学部の対応の経過について学部長より協議会に説明

11月：第二次学部自治検討委員会発足。

1982年 2月23日：拡大部局長会議、第6次定員削減の部局割当を決定。

(理学部82年度職員3名教員1名、83年度職員2名、84年度職員3名、85年度職員2名教員1名、86年度職員2名。)

81年10月～82年3月 助手部会、助手の講師振替えの要求署名97%を集める

3月18日 将来計画委員長より、助手の講師への振替え(約30名)を概算要求する件につき協議会に報告。賛、否、慎重論等出る。

4月：助手の講師振替え概算要求化ならず、次年度へ向け引き続き検討。

文部省の干渉を排し、構成員に根ざした学部自治のために

は じ め に

“10年近くも前から、理学部の学部長選挙手続に対して文部省が種々の干渉を続けてきた”という事実が、昨年(1981)3月の協議会において初めて公にされた。これは、殆んどの理学部構成員にとって、全くの“寝耳に水”であった。

協議会に報告されたところによると、文部省の干渉は1973(昭和48)年に始まり、選挙手続の第8条「教授会の可否投票」に際して候補者を確定するに至らなかったときはどうなるか、という“問い合わせ”であったという。その後、学部長の改選のたびに干渉の内容がエスカレートし、1979(昭和54)年には、1979(昭和54)年には、選挙手続の改定を求めてくるまでに なったという。

一方、これに対する学部側の対応は、学部長・事務長などのごく一部の人々の判断によって行われ、協議会にすら詢られないという、極めて異常なものであった。協議会に対してはようやく昨年になって報告され、その後主任懇談会を経て、現在、第二次

理学部自治検討委員会が「広く大学自治の理念にさかのぼって」検討中 であるといわれている。

この問題は、理学部自治の根幹にふれる大変重要な問題である。従って協議会だけでなく、広く学部全構成員に対しても説明を行い、討論の場を保障する措置がとられるべきであるが、残念ながらまだ実行されていない。

我々は学部執行部によるこのような措置の実行を要望するものであるが、同時に、全構成員の討論が真に学部自治を強化するものになるよう希求し又そのために努力するつもりである。ここではその一環として二、三の問題点を検討することにしたい。

(1) 文部省の介入の論拠は？

まず第一に文部省が、前述のような干渉をしてくるのは、何を根拠にしてのことであろうか、という問題から検討を始める。ところで文部省が理学部に対してどういう理由で、正確には何と言ってきたかが依然として公表されていないので、ここではそれを、関連資料から推定するしかない。その資料としては、1971年に文部省大学学術局大学課が出した「最近における国立大学の学長選挙の現状と問題点」という文書があげられる。これは通達や指示ではなく、“文部省の考えをまとめてみた”という形で出されたものであって、法的には何の拘束力もない文書であるが、官僚機構の中ではそれなりの効力を発揮しているものと考えられる。この文書の要点は次のようなものである。すなわち、“学部長の採用の方法を規定する教育公務員特例法は、学部長の選考の過程に教員（教授・助教授・講師を指す）以外の者が参加することは予想していない。従って、助手の参加も原則的には適当でなく、行政職員の参加は適当でない”ということである。更に、これとは別の論点として、“行政職員の中で、少くとも事務職員については、一般行政組織に属すものとみられるので、学部長はその上司であって、部下が上司の選考に参加することは不都合である”という理由が付け加えられている。文部省のこの見解からすれば、理学部の選挙手続は、その選考の過程に職員が参加しているので問題があるというのが、干渉の際の論拠とされているのではないかと推定されるのである。

もし、この推定通りだとすれば、これは教育公務員特例法の文部省流の解釈の、大学に対する押しつけであるといわねばならない。なぜなら、この法律は学部長の選考について、その決定権者（形式的に

は学長であるが、実質的には学部教授会)を指定しているのであつて決定権者がどういう方法と手続でその選考を行うかについては何も規定せず、決定権者の裁量にゆだねているからである。行政法学者はこれを「手続上の裁量権」とよんでいる。^{*} 実際、この教育公務員特例の法案審議の場でも、政府は「大学の教員の人事に関しましては、……今後も大学の自治運営にまづことを本体とし、……各大学で自主的に行うのが適当と考える……」と趣旨説明しているのであつて、どういふ「自治運営」にするかは、各大学の裁量にゆだねられているのである。従って 学部長の選考の過程に教員以外のものが参加することを教育公務員特例法は予想していない”という文部省の主張は、文部省がそう考えているだけで、その根拠となるものは何もないのである。

文部省が前述の文書の中で、別の論点として「上司云々」をもち出しているのは、恐らく、文部省流の教育公務員法解釈が根拠薄弱であることをうすうす知っており、それを補強せんがためであろうと考えられる。

しかし、この「上司云々」の主張も、その前提は大変あやふやなものなのである。すなわち、大学の職員を他省庁の職員と同じように一般行政組織の中に位置づけることの是非について、文部省の文書も「議論のあるところである」と認めざるを得ず、そのため「少くとも事務職員については」などと苦しい限定をしているのである。今、仮に百歩ゆずって、「事務職員」については文部省の主張を認めたとしても、学校教育法の中で「事務職員」と別扱いになっている「技術職員その他必要な職員」の方はどう位置づけるのかが明らかでない。このように、大学の職員の位置づけを一般行政組織の論理でくくろうとすること自体が「議論のあるところ」どころか、そもそも無理なのであつて、それは教育行政そのものの特殊な性格に由来するのであるすなわち教育基本法第10条にあるように、教育行政は、「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行ふ」べきものであるという特殊な行政なのであつて、ここでいう「不当な支配」がまず第一に国家権力による支配を意味し、「直接に」が政府機関を媒介にせずにということを意味することは、大方の憲法及び行政法学者の一致した見解なのである。

以上のように、文部省が、学長・学部長選挙から

行政職員を排除しようとしてもち出してくる論議は根拠薄弱であり、決して人を納得させるものではないのである。

(2) 文部省の介入は越権行為

次に、文部省が、「手続上の裁量権」に属する学内手続としての理学部長選挙手続について、その改定を求めてくるという、行為そのものの不当性を指摘しなければならない。

先にあげた教育行政の特殊性とも関連して、文部省設置法という組織法は、その第5条で、「文部省は、その権限行使に当つて、法律に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする」と明記して、文部省の権限行使に枠をはめている。そして、法的に与えられている権限が、専ら条件整備に関するものであるため、文部省はいわゆる監督官庁ではなく、「条件整備官庁」であるという法学者もいるくらいである。学部長選挙手続の問題について、文部省に監督権がないのはいままでのない。従って、理学部に対してその選挙手続の改定を求めてきたとしても、強制力はないのであり、また、どういう形にしる強制を伴うとすれば、文部省設置法に違反するものであることは明らかである。

もちろん、そこは文部省も心得えたもので、そういう露骨なやり方はしない。そこで、もし仮に、選挙手続の改定を求めてくるような今回の行為の性格を問えば、文部省側は、「文部省設置法第5条18にある「指導・助言」である」と答えるであろう。こうなると、行政法についての知識がない者にとっては、せいぜい「指導・助言である限り、それに大学側がいつも従わなければならないという義務はない」と言えたとしても、その行為そのものは必ずしも不当とは言えないかのように見える。

しかし、文部省設置法の「指導・助言」の規定は組織法上の授權であって、作用法上の授權を意味しない。作用法上の授權として文部省に、大学に対する監督の権限を与えているものには、私立学校法や地方教育行政法がある。これに対し、文部省に、国立大学に対しての「指導・助言」の権限を認める作用法上の規定は「大学の運営に関する臨時措置法」の第5条（つまり紛争の場合）を除けば存在しない。^{*}従って、今回の文部省の干渉は、「指導・助言」としてさえ法的根拠のない全く不当な行為な

のである。

以上検討したように、理学部長選挙手続に対する文部省の干渉は、その主張が全く根拠薄弱であるという点でも、また、その行為そのものが法的根拠のない越権行為であるという点でも、不当なものなのである。

(3) 学部側の対応と事務局の役割は？

10年近くも前から始まっていた文部省の干渉の事実が、ようやく昨年になって協議会に報告されるまでの間、これに対する学部側の対応が、ごく一部の学部当局者の判断で行われてきたことは、その主観的意図はどうかであれ、学部自治の内実にかかわる重大な誤りとして批判されてしかるべきである。そして、今後同じような誤った対応に陥らないようにするためにはどうすべきかを考える必要がある。

ここで注意すべきことは、前述の文部省からの干渉がストレートに学部にくるのではなく、本部事務局が介入しているという問題である。本部事務局は文部省と同じではなく、自ら“本省と学部との間の潤滑油”を任じて動くものであっても、立場上、本省に対する「配慮」を必要とするものである以上、その基本的な役割は、“学部長の発令を滞りなくしてもらうためには、事を表ざたにせず、文部省向けに少しはイロをつけた返事をするのが得策である”という方向に、学部を誘導することにならざるを得ない。そして、学部側では、本省とではなく同じ大学の事務局との接衝という形をとるために、文部省の学部自治に対する干渉という面が薄れ、事務的な、あるいは技術的な問題として、垂小化された形で対応にひきずり込まれやすくなる。かくして、文部省の側へ学部をひき寄せていくための「潤滑油」としての本部事務局の役割が、いかに発揮されることになるのである。

恐らく、10年近くの間学部側の対応のしかたを密室的な誤ったものにした原因の一つは、このように本部事務局を仲介にするという構造そのものにあると考えられる。従って、今後同じような誤りに陥らないためには、学部内の構成員に開かれた討論を保障し、同時に、本部事務局経由でなく直接本省と接衝し、接衝の過程をオープンにするという対応の仕方にきりかえることが必要である。このような対応の仕方は、現に一橋大学で何年も前から行われ

ており、決して不可能ではないのである。これはいわば学部自治を守るために学部自らが払うべき最低限の努力である。

(4) 理学部長選挙手続の理念と歴史

理学部長選挙手続は、1948（昭和23）年制定以来、30有余年の歴史を経ている。その間、三次にわたる改定が行われているものの、この選挙手続の骨格をなす“予選投票→一般投票→協議会・教授会における候補者の確定”という手順も、“予選投票と一般投票への職員の参加を認める”という考え方も、そして“一般投票において教職員の過半数の支持を得たものがある場合には、ひき続く候補者確定の際にそれが尊重される”とする規定も、すべて制定当初からのものである。敗戦直後の学部長の言にもあるとおり、この選挙手続は、「理学部が率先して民主的に行いたく……」（昭和21年3月11日理学部教授会）という道取の気象を反映したものである。

のちに理学部協議会の場でも確認されているように、この選挙手続の性格は、「教官および職員の意向をある形式に従って尊重するとともに現行の運営方式とのバランスをとつたものと考えられる」（「弘報」27号4ページ）のであり、実際にもそのように運用されてきた。従って、理学部において、戦後30年以上も続けられてきた現行選挙手続の、先にあげた骨格は、現状に適合した制度として制定以来変わることなく維持されてきたのである。

このように長い歴史をもち、理学部運営の現状に適合した制度、ましてや法に抵触するわけでもない制度が、先に検討したように根拠薄弱で、越権行為である文部省の干渉によってつぶされることを許すならば、現在この理学部に籍をおく教職員、院生、学生は、学部の自治を守れなかったという歴史的汚名をまぬがれることはできないのではないだろうか。

以上述べてきたことから明らかなように、今とくに必要なことは、理学部がそのすべての構成員に対して、この10年来の文部省の干渉と学部側の対応の経過を知らせ、それに対する意見を表明しうる機会を十分に保障することである。これなくしては、理学部自治が強固な基盤に支えられることもなく、また理学部の意思が、理学部構成員の総意として形成されることもできないのである。我々は、理学部執行部と第二次理学部自治検討委員会に対して、学部構成員の意見に十分耳を傾け、学部構成員とともに問題解決にあたるよう切に要望するものである。

職組理学部支部

「学部自治推進委員会」

注記：

p.2 および p.3 の(*)の部分は

1981年12月12日の「第11回京大職組教研集会」での、京大法学部芝池義一助教授の報告を参考にしたものである。

助手定数の講師定数への ふりかえ運動に思う

はじめに

私は昨年度一年間、職組理学部支部助手部会の世話人として、助手定数の講師定数へのふりかえ運動を行って来ました。ここに皆様の御協力に感謝しつつ、感じた事などを述べてみたいと思います。

ふりかえ運動の歴史的経過

助手定数の講師定数へのふりかえが提起されてすでに7年がたちます。日教組大学部が1975年にはじめてこの問題を提起し、それ以来、多くの大学で議論が進められてきました。京大においても、手元にあるだけでも以下のような資料があげられます。「助手(定数)の講師(定数)への振替の概算要求提出を訴える」(1977年5月11日、京都大学職員組合)、「助手問題に関するアンケート——報告とまとめ」(1978年12月、京都大学職員組合助手教務員部会)、「助手の待遇改善運動の前進のために」(1980年12月6日、京都大学職員組合、助手教務員部会ニュース)。そして理学部においては次のものがあります。「助手定数の講師定数への振り替え」(1978年6月1日、京大職組理支部助手部会)、「理学部助手の実態と意見——助手問題に関するアンケートのまとめ」(1978年12月、京大職組理学部支部助手部会)、「助手定数の講師定数への振り替えについて」(1978年6月25日、理学部評論第6号)。これらの全学および学部レベルでのアンケート、助手の実態調査活動とあわせて、1978年の総長交渉では当時の岡本総長が100名程度の助手が講師としての有資格者であることを認めています。理学部においては、林忠四郎学部長のときに将来計画委員会で議論がありました時間が切れで概算要求には至りませんでした。

昨年度の経過

職組理学部支部助手部会では昨年、再度この問題

にとりくみ、理学部として出来る事として、学部としての助手定数の講師定数へのふりかえの概算要求化の運動を進めました。40回におよぶ助手部会世話人会での討論、教官部会との合同の討論会、化学、物理第一、物理第二、宇宙、地球、生物物理などにおける教室レベルにおける助手層の討論が行なわれました。教室レベルでは化学協議会で討議され、講師ふりかえの概算要求化の積極的推進が決定された事が特筆されます。

助手層を対象とした「ふりかえの概算要求化を要望する署名」活動は大きな反響があり、137名の助手の賛同を得ました。これは理学部の全助手の97%に相当します。阿蘇や徳島などに散在する遠隔地施設に約20名の助手がおり、海外出張中の助手が5～10名は常時いる事を考えると、上記の賛同数がいかに大きなものであるかが判ります。宣伝活動としては、署名簿コピーの協議会メンバーへの配布、協議会メンバー向けのビラ、助手層や全階層向けのビラなど多様なものが出されました。このような私達の真剣な努力の反映として、理学部将来計画委員会でこの問題がとりあげられ、30名の助手を講師にふりかえる概算要求としての原案がまとめられ、3月18日の協議会に報告されました。しかし、協議会の数名のメンバーから、この原案に対する否定的な意見が出され、他のメンバーの積極的な発言や、その後の概算要求委員会や4月の協議会で概算要求に前向きな発言があったにもかかわらず、概算要求化に至りませんでした。

春はめぐる されど帰らぬ友

私達はなぜこれ程までに講師ふりかえを望むのでしょうか? 一昨年の一月でした。私は一人の10年来の友を失ってしまいました。ほぼ時を同じくして助手になり、以来、研究面の交流、若手夏の学校、R I 取扱管理の仕事、職組助手部会の活動、囲碁、結婚、海、山、などなど、思い出せばきりがありません。最近でも時々キャンパスで彼と似た人を見かけるとハッとします。彼とは時を同じく渡米し、帰

国しました。新しい生活、研究環境での疲れ、研究面での様々な障害から解放された時の仕事への励みと焦り、日米の研究条件の大きな差の認識によるショック、帰国直後の日本の研究条件に対する落胆と焦り、職階制と講座制の重圧、このような事は日本の多くの若手研究者が体験する事です。それに加えた細胞生物学と言う急速に進歩する研究分野での世界の第一線との競争の渦中での極度の疲労は若い研究者の命まで奪ってしまいました。もう二度とこんな事があってはならないと思います。と同時に、彼の死を公務災害として必ず認定させねばならないと思っています。

彼に限らず、多くの助手が、職階制と講座制の圧力の中で、劣悪な研究条件と法的には教員とされていない前時代的な身分規定や不十分な賃金実態の中で、世界の第一線の研究を行い、院生学生に対する教育活動や種々の責任ある仕事をしています。

高校の実習助手を教員として規定する法案が提起されている現在、私達助手は外国向けには Assistant とかスキー場の指導員と間違えられそうな Instructor と英訳されたりします。国内においても、東京都議会で都立大学の助手問題が扱われた際、公用車の運転助手と間違えられたと言う笑えない話さえあります。

京大理学部においては、約7割の助手が学位を取得しています。年齢分布を見ると平均年齢は39歳です。助手としての経験年数5年以上の人は7割以上に達すると思われます。講師の職務規定「教授又は助教授に準ずる職務に従事する」や、大学設置基準にみられる助教授の資格の一つとしての「大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者」や、講師の資格の一つとして「その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者」などの項目を見た時、理学部の助手の大多数は講師としての仕事を行っていると考えられます。これは1978年に行なわれた理学部助手の実態調査をみても明らかです。講義を担当したり、国際会議に招

待された助手も少なくありません。私達は私達の仕事の内実とその待遇、職務も合わせてほしいと切望しています。

希望 / 希望 / 希望 /

筋肉の研究で有名な江橋節郎東大教授は、終戦後の寮囲気を次のように述べています。「戦後の廃墟の中で、物質的には極めて貧しかった。しかし精神的には世界連邦が本当に出来るのではないかと言う様な明るい寮囲気があった」。この言葉は、人々の営みにとって精神的なものがいかに大切かを如実に物語っています。私達助手層にとっても、ODの人達にとっても同じ事が言えると思います。

助手のおかれた矛盾に対しても、全国各地で解決の努力がみられます。国大協は「教官賃金等の待遇改善の案」を決議しました。大学院大学農学関係学部長協議会は「専任講師の定数増(助手振替)と教育研究施設の整備充実」の要望書を文部省に提出しています。助手の講師ふりかえは北大理学部、東大資料編さん所などで実現しています。概算要求は東北大理学部、名大理学部、東大農学部、東京天文台、北大理学部など全国30ヶ所から提出されています。6月に開かれた九大学理学部長会議でも「ふりかえ問題」が議題となり討議されました。東大理学部でも検討が開始されたと聞いています。

京大においては、木材研究所からの概算要求が文部省に提出される運びとなり、原子炉実験所では24名の助手を3年間で講師にふりかえる概算要求がされました。理学部では前記のような昨年度一年間の進展をふまえて、今年度の将来計画委員会は昨年より1ヶ月早く開始されました。私達は助手をめぐる矛盾に対するこのような真剣な努力に大いに励まされています。

理学部においては、助手問題のみならず、OD問題や定員外職員の問題など、一朝一夕には解決しない深刻な問題があります。それらの問題に対して理学部が前向きに解決の努力を行うことこそが、新鮮で活発な理学部を作って行く事につながると確信し

ます。私達は前記の様な条件の中で忙しく研究教育活動に励んでいます。集会や交渉などに大ぜいが集まる事は極めて困難です。しかし、この講師ふりかえの問題は、理学部の全助手の97%と言う圧倒的多数の助手が真剣に切望しています。

私達はこれから更に一年間、この問題の前進のために努力し、理学部の努力に協力し見守って行きます。手続き論や理念論で理学部協議会がいたずらに時を空費し、この一年間が無為な一年間に終るなら、理学部の運営体制や協議会のあり方までも大きく問われねばならないと思います。

職組理学部支部助手部会世話人

篠 沢 隆 雄

参考資料

3月4日付「助手の講師ふりかえて理学部の研究教育の充実を」より抜粋

将来計画委員の先生方や周囲の人達との討論の中で、多くの賛同の声に合わせて、いくつかの疑問点も出されています。以下にこれ等の疑問点について考えてみたいと思います。

疑問その1： 現在高令になっている助手が講師になるとそのまま居すわつて人事の停滞が起るのではないか？

教員の高齢化、人事停滞の原因はまず大学拡張時代における人事異動後の「ポスト数停滞」にあります。署名簿に添付した資料で明らかな様に、助手の平均年齢は10年前に30歳、現在は39歳となっています。この10年間にほとんど昇進のチャンスが与えられずに来た訳です。又他大学への転出が困難な昨今、その転出を前提にしている講座構成(1:1:2)にも問題があります。しかし、今後10年間に大半の教授が定年を迎える状況にあって講師のポストに居すわるという論は現実的な議論とは思われません。逆に講師の方が転出しやすいと考えるのが自然です。このまま助手で残っていたらますます

人事の停滞に拍車をかけることとなります。

疑問その2： 助手の講師ふりかえが実現しても理学部の何が良くなるのだろうか？

現在、理学部の助手の大多数が院生の研究指導やゼミを担当し、学生の実習、演習、卒業研究を指導しています。むろん自らの研究活動も行なっています。学生、院生に対する講義を担当又は分担している助手も少なくありません。これは1978年に行われたアンケート結果をみても明らかです。従って現在の理学部の助手は法的規定に照合するならすでに立派に講師の役割を果たしています。従って私達の職務の内実とその待遇も合わせるべきと考えます。さらに学問の急速な進歩と専門化の時代にこそ若手の教官をもっともっと学部、大学院の教育活動に参加させる事は理学部の教育研究をより活発で新鮮なものにすると確信できます。

疑問その3： 講師ポストになつてしまうと若い助手を取れなくなつてしまうのではないか？

助手定数の講師定数へのふりかえが実現しても、講師のポストで助手を採用することは可能です。しかし助手のポストで講師の採用は不可能です。私達は現在の理学部の助手は全員講師として処遇されるに相応しいと考えていますが、「全員」ということについての疑問がまた一方であります。しかし、今大切なことは「全員」かどうかの議論ではなく、理学部がかかえているこの大きな矛盾を講師へのふりかえという方向で解決に乗り出すことだと思います。なお、若手研究者の採用に関してはオーバードクター問題ともからんで、大学の将来にとって重要な問題です。私達としてもこれについては衆知を集めて解決して行きたいと思います。

疑問その4： 学部内の「討議」も不十分で、体制にかかわる問題だから慎重にすべきではないか？

私達が講師ふりかえの提案をしてから既に5年の歳月が経過しています。この間、林学部長時代には将来計画委員会で検討されましたが、時間切れで概算要

求に至らず、結果的には「討議」されずに今日まで経過しています。「慎重」ということは何もしないことと同義語ではないはずで、私達は、将来計画委が問題解決の方向を目指して今からでもできる行動に立つことを要求しているのです。

編 集 後 記

評論の発行が遅れておりましたが、ようやく第9号発行の運びとなりました。

本号では、昨年来明るみに出た学部長選挙手続の問題と助手の講師振替えの要求について取上げました。いずれも、学部自治、学部運営に重大なかかわりのある問題であります。各位からの御意見や寄稿を歓迎いたします。

今特に注目されるのは、「いわゆる協議会による学部運営の名分とその内実」であります。

以前に、協議会への講師の参加要求についての議論があり、又、研究科会議が、教授会・協議会とは独立した存在になるなどの変遷の中で、現状の教授会・協議会の二重構造の適否も問題になる所でしょう。かつて助手の協議会参加の強い要求もありましたが、教育・研究において果たしている助手の役割とその位置づけ、処遇についても、今一度深く検討する必要があるのではないのでしょうか。

編 集 責 任

京都大学職員組合理学部支部

教官部会世話人会

代表 田 岡 本 生